

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の定めるところによる。

(事業の構成等)

第3 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該各号の事業内容、対象者等は別表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 訪問介護相当サービス

(イ) 訪問型サービスA

(ウ) 訪問型サービスB

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 通所介護相当サービス

(イ) 通所型サービスB

(ウ) 通所型サービスC

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) ケアマネジメントA

(イ) ケアマネジメントC

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第4 第3第1号に規定する第1号事業の対象者は、居宅要支援被保険者及び省令第140条の62の4第2号に規定する者（以下「事業対象者」という。）とする。

2 第3第2号に規定する一般介護予防事業の対象者は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者とその支援のための活動に携わる者とする。

(総合事業の実施方法)

第5 市長は、総合事業を次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 第3第1号に掲げる事業 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。第9第1項において「通知」という。）別記1(1)ア(イ)①の(a)から(d)までのいずれかの方法により行うものとする。

(2) 第3第2号に掲げる事業 次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 市の職員が直接利用者に対して支援等を実施する方法

イ 高齢者の介護予防活動支援を行うために必要な専門職等が配置されており、適切かつ効果的な介護予防サービスが提供できる事業者に委託する方法

2 市長は、第3第1号ア(ア)及び(イ)並びにイ(ア)に掲げる事業については、指定事業者により実施する。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。第11第2号及び別表第1において「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により訪問型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該訪問型サービスは訪問介護相当サービスに、同条の規定により通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該通所型サービスは通所介護相当サービスに、それぞれ含まれるものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第6 第3第1号ア(ア)及びイ(ア)に掲げる事業における第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。次項において同じ。）の額は、当該事業について別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に次の各号に掲げるサービス利用者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援

被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。第5及び第9において同じ。） 100分の80

(2) 第1号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等 100分の70

(3) 前2号に掲げる者以外の居宅要支援被保険者等 100分の90

2 第3第1号ア(イ)に掲げる事業における第1号事業支給費の額は、当該事業について別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から別表第4に定める利用料の額を差し引いた額とする。

（利用料等）

第7 総合事業の利用者は、法第115条の45第5項及び省令第140条の63の規定に基づき、別表第4の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める利用料を負担しなければならない。

2 総合事業の実施の際に、食費、原材料費、交通費又は光熱水費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

3 第1項の利用料及び前項の実費は、利用者が総合事業を実施する機関に直接納付するものとする。

（支給限度額）

第8 事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるような場合等をいう。）により、市長が必要と認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

3 支給限度額の算入対象となるサービスは、訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA並びに通所介護相当サービスとする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第9 市長は、訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA並びに通所介護相当サービスについて、通知別記1(1)ア(コ)及び(サ)の例により、同(コ)の高額介護予防サービス費相当事業及び同(サ)高額医療合算介護予防サービス費相当事業（次項において「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(第1号事業支給費の額の特例)

第10 市長は、第3第1号ア(ア)及び(イ)並びにイ(ア)に掲げる事業（以下この項において「訪問介護相当サービス等」という。）の利用者が、第7第1項に規定する利用料を負担することが困難であると認めるときは、訪問介護相当サービス等の第1号事業支給費の額について、当該各号に定める特例を決定することができる。

- (1) 訪問介護相当サービス等利用者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、落雷、崖崩れ、落石、地盤の陥没等により、次のアまたはイに掲げる程度の被害を受けた時 当該アまたはイに定める割合
ア 住家が全焼または全壊したとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の100
イ 住家が半焼、半壊、または床上浸水したとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95
 - (2) 訪問介護相当サービス等利用者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重度の障害を受け、若しくはおおむね3か月以上入院したことにより、その者の月の収入額が平均収入月額（当該理由が発生した月の前3月間の第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入額を3で除して得た額とする。以下この項において同じ。）の2分の1以下であるとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の100
 - (3) 訪問介護相当サービス等利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により月の収入額が平均収入月額の2分の1以下であるとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95
 - (4) 訪問介護相当サービス等利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、虫害、獣畜害等により月の収入額が平均収入月額の2分の1以下であるとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95
- 2 前項第1号の被害の程度の基準は茨木市災害見舞に関する条例施行規則（昭和45年茨木市規則第20号）に基づく基準の例による。
 - 3 第1項第1号における「床上浸水」とは、前項に該当しない場合であって、住家の主たる居住部分の床上以上に浸水したもの又は土砂、竹林等のたい積若しくは消防作業による水損のため、一時的にその住家に居住することができない程度のものをいう。
 - 4 第1項第1号における「全壊」及び「半壊」には、消防作業による被害を含む。
 - 5 第1項各号の特例を適用する期間は、1年を限度とする。ただし、その理由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

6 第1項各号のいずれかに該当する者で当該特例を受けようとするものは、介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（別記様式）に当該特例を必要とする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項の申請を受け付けたときは、審査の上、特例を決定したときは、申請者に通知するものとする。

8 第1項各号の特例適用は、申請のあった日の属する月からとする。

9 市長は、第1項各号の特例の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消した上、特例給付額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 資力の回復その他事情の変化により給付を継続することが適当でないとき。

(2) 偽りその他不正の行為により給付を受けたとき。

10 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例（以下この項において「介護予防サービス費等の額の特例」という。）を受けている訪問介護相当サービス等の利用者は、第7項の決定を受けたものとみなす。この場合において、同項の決定による特例の適用期間は、介護予防サービス費等の額の特例の適用期間とする。

（指定拒否）

第11 指定事業者の指定については、事業所が第13に規定する指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

（指定の有効期間）

第12 指定事業者の指定の有効期間（法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 次号に掲げる指定事業者の指定以外の指定事業者の指定 6年間

(2) 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により訪問型サービス又は通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該指定事業者の指定 平成30年3月31日まで

（指定事業者の指定基準）

第13 指定事業者は、第3第1号ア(ア)及びイ(イ)に掲げる事業を行うに当たっては、指定事業者の指定に係る事業所ごとに市長が別に定める指定基準に従って行わなければならない。

（サービス併用の禁止）

第14 総合事業の利用者は、同一の期間内において、次のサービスを同時に利用する

ことができない。

(1)訪問介護相当サービスと訪問型サービスA

(2)通所介護相当サービスと通所型サービスC

(事業の委託)

第15 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

(補助)

第16 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行うものに対して補助することができる。

(医療機関との連携)

第17 市長は、総合事業を実施するに当たり、医療機関との連携が必要であると認められたときは、当該事業を利用する者に対して診療情報提供書等の提出を求めることができる。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱による改正後の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下この項において「改正後の要綱」という。）第5に規定する第1号事業支給費の支給のための準備行為、その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る第1号事業支給費及び利用料について適用し、同日前の利用に係る第1号事業支給費及び利用料については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の第16の規定により、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）において、現に有効期間内である事業対象者について適用する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る第1号事業支給費及び利用料について適用し、同日前の利用に係る第1号事業支給費及び利用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第3関係)

区分	サービスの種類		事業内容	対象者
介護予防 ・生活支 援サービ ス事業	訪問型サー ビス (第1 号訪問事 業)	訪問介護相 当サービス	法第115条の45第1項 第1号イに規定する第 1号訪問事業のうち、 医療介護総合確保推進 法第5条による改正前 の法第8条の2第2項 に規定する介護予防訪 問介護 (以下この表に おいて「旧介護予防訪 問介護」という。)に 相当する訪問型サービ ス	要支援者及び事業 対象者のうち、介 護予防ケアマネジ メントで事業の利 用が必要である者
		訪問型サー ビスA	主に雇用されている労 働者により提供される 訪問型サービスであっ て、旧介護予防訪問介 護に係る基準よりも緩 和した基準によるもの	要支援者及び事業 対象者のうち、介 護予防ケアマネジ メントで事業の利 用が必要である者 (認知症等の専門 的支援が必要な者 を除く。)
		訪問型サー ビスB	有償・無償のボランテ ィア等により提供され る訪問型サービス	
	通所型サー ビス (第1 号通所事 業)	通所介護相 当サービス	法第115条の45第1項 第1号ロに規定する第 1号通所事業のうち、 医療介護総合確保推進 法第5条による改正前 の法第8条の2第7項 に規定する介護予防通 所介護に相当する通所 型サービス	要支援者及び事業 対象者のうち、介 護予防ケアマネジ メントで事業の利 用が必要である者
		通所型サー ビスB	有償・無償のボランテ ィア等により提供され	

			る通所型サービスであって、住民主体で行われるもの	
		通所型サービスC	保健・医療の専門職により提供される通所型を主体としたサービスであって、3か月間から6か月間までの短期間で行われるもの	
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	ケアマネジメントA	介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う事業	要支援者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者（ケアマネジメントCの対象者を除く）
		ケアマネジメントC （初回のみ の介護予防 ケアマネジメント）		
一般介護 予防事業	介護予防把握事業		閉じこもり状態にある者等の何らかの介護予防を必要とする者の生活状況等を把握する事業	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者

介護予防普及啓発事業	元気いばらき体操DVDの販売、介護予防健康運動教室の実施等により、介護予防の普及及び啓発を行う事業
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の支援を行う事業
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体の評価を行う事業
地域リハビリテーション活動支援事業	地域ケア会議、老人クラブ等においてリハビリテーション専門職等に相談支援を行わせ、地域における介護予防の取組を強化する事業

別表第2（第6関係）

事業構成		対象者	単位数
訪問介護相当サービス	イ 訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用 1,176 単位（1月につき）
	ロ 訪問型サービス費Ⅱ		週2回程度の利用 2,349 単位（1月につき）
	ハ 訪問型サービス費Ⅲ	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度の利用 3,727 単位（1月につき）
	ニ 訪問型サービス費Ⅳ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度の利用予定で、 1月の中で3回までのサービスを行った場合 268 単位（1回につき）

ホ 訪問型サービス費Ⅴ		週2回程度の利用予定で、 1月の中で7回までのサービスを行った場合 272 単位（1回につき）
ヘ 訪問型サービス費Ⅵ	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度の利用 予定で、1月の中で11回ま でのサービスを行った場合 287 単位（1回につき）
ト 初回加算	事業対象者	200 単位（1月につき）
チ 生活機能向上連携加算	事業対象者 要支援1・2	
(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ		100 単位（1月につき）
(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ		200 単位（1月につき）
リ 介護職員処遇改善加算		
(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の137/1000
(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の100/1000
(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の55/1000
(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ		介護職員処遇改善加算Ⅲの 90/100
(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ		介護職員処遇改善加算Ⅲの 80/100
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算		
(1) 介護職員等特定処遇改善 加算Ⅰ	所定単位数の63/1000	
(2) 介護職員等特定処遇改善 加算Ⅱ	所定単位数の42/1000	
<p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。</p> <p>注2 イからへまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。</p> <p>注3 トは、利用者が過去2月間（暦月）に、当該指定訪問介護相当事業所から訪問型サービスAまたは訪問介護相当サービスの提供を受けていない場合に限り算定できる。ただし、令和2年3月以前から継続して当該指定訪問介護相当事業所で</p>		

訪問型サービスAを利用している利用者が、同事業所で訪問介護相当サービスの提供を受ける場合には上記の限りではない。

注4 チの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注5 リにおける所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計。なお、IV、Vについては、給付において廃止される同時期において廃止する。

注6 ヌについて、所定単位はイからチまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算ⅠまたはⅡを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注7 リ及びヌについては、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注8 イからヘまでについては、新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

訪問型サービスA	イ 訪問型サービスA	事業対象者 要支援1・ 2	月10回までの利用 206 単位（1回につき）
	ロ 初回加算		200 単位（1月につき）
注 ロは、利用者が過去2月間（暦月）に、当該指定訪問介護相当事業所から訪問型サービスAまたは訪問介護相当サービスの提供を受けていない場合に限り算定できる。			
通所介護相当サ	イ 通所型サービス費Ⅰ	事業対象者 要支援1・ 2	週1回程度の利用 1,672 単位 （1月につき）
	ロ 通所型サービス費Ⅱ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 3,428 単位 （1月につき）

一 ビ ス	ハ 通所型サービス費Ⅰ回数	事業対象者 要支援１・ ２	週１回程度の利用予定 で、１月の中で３回まで のサービスを行った場合 384 単位（１回につき）
	ニ 通所型サービス費Ⅱ回数	事業対象者 要支援２	週２回程度の利用予定 で、１月の中で７回まで のサービスを行った場合 395 単位（１回につき）
	ホ 若年性認知症利用者受入加算	事業対象者 要支援１・ ２	240 単位（１月につき）
	ヘ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位（１月につき）
	ト 運動器機能向上加算		225 単位（１月につき）
	チ 栄養アセスメント加算		50 単位（１月につき）
	リ 栄養改善加算		200 単位（１月につき）
	ヌ 口腔機能向上加算		
	(1) 口腔機能向上加算Ⅰ		150 単位（１月につき）
	(2) 口腔機能向上加算Ⅱ		160 単位（１月につき）
	ル 選択型サービス複数実施加算		
	(1) 選択的サービス複数実施加算Ⅰ		
	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位（１月につき）	
	運動器機能向上及び口腔機能 向上	480 単位（１月につき）	
	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位（１月につき）	
	(2) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ		
	運動器機能向上、栄養改善及 び口腔機能向上	700 単位（１月につき）	
	ヲ 事業所評価加算		120 単位（１月につき）
	ワ サービス提供体制強化加算		
(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業対象者 要支援１	週１回程度の利用 88 単位（１月につき）	
(2) サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業対象者 要支援２	週２回程度の利用 176 単位（１月につき）	
(3) サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者 要支援１	週１回程度の利用 72 単位（１月につき）	

	(4) サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 144単位（1月につき）
	(5) サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者 要支援1	週1回程度の利用 24単位（1月につき）
	(6) サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者 要支援2	週2回程度の利用 48単位（1月につき）
カ	生活機能向上連携加算	事業対象者 要支援1・ 2	
	(1) 生活機能向上連携加算		100単位（1月につき） ※3月に1回を限度とする
	(2) 生活機能向上連携加算		200単位（1月につき） ※運動機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）
ヨ	口腔・栄養スクリーニング加算		
	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ		20単位（1回につき） ※6月に1回を限度とする
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		5単位（1回につき） ※6月に1回を限度とする
タ	科学的介護推進体制善加算		40単位（1回につき）
レ	介護職員処遇改善加算		
	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の59/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の43/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の23/1000
	(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ		介護職員処遇改善加算Ⅲの90/100
	(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ		介護職員処遇改善加算Ⅲの80/100
ソ	介護職員等特定処遇改善加算		
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の12/1000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の10/1000

注1 イからニについて、利用者数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イからニについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 イからへまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イおよびハ 376単位

ロおよびニ 752単位

注4 へ、トにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注5 リの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注6 カの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注7 ヨの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注8 レにおける所定単位数は、イからタまでにより算定した単位数の合計。なお、IV、Vについては給付において廃止される同時期において廃止する。

注9 ソについて、所定単位数はイからタまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算ⅠまたはⅡを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注10 ワ、レ及びソ については、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注11 イからニまでについて、新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ケ ア マ ネ ジ	イ ケアマネジメントA費 (原則的な介護予防ケアマネジメント)	事業対象者 要支援1・2	438 単位 (1月につき)
	ロ 初回加算		300 単位 (1月につき)
	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護		300 単位 (1月につき)

メントA	事業所連携加算		
注1 イについて、新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。			
ケアマネジメントC	イ ケアマネジメントC費 (初回のみ介護予防ケアマネジメント)		438 単位 (初回月のみ)

別表第3 (第6関係)

区分	サービスの種類	単価 (1 単位当たり)
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	10.70円
	訪問型サービスA	
通所型サービス	通所介護相当サービス	10.45円
介護予防 ケアマネジメント	ケアマネジメントA	10.70円
	ケアマネジメントC	

別表第4 (第7関係)

区分	サービスの種類		利用料 (1 月当たり)
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス	別表第2の事業構成及び対象者ごとに、同表に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単

		価を乗じて得た額から、第6第1項の規定により算定した額を差し引いた額
	訪問型サービスA	1回当たり220円 初回加算 214円
	訪問型サービスB	市長が別に定める額
通所型サービス (第1号通所事業)	通所介護相当サービス	別表第2の事業構成及び対象者ごとに、同表に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額から、第6第1項の規定により算定した額を差し引いた額
	通所型サービスB	市長が別に定める額
	通所型サービスC	無料
	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	無料
一般介護予防事業	介護予防把握事業	無料
	介護予防普及啓発事業	介護予防健康運動教室 1回当たり200円 元気いばらき体操DVD 各種 1枚につき500円 (介護予防活動等を推進する団体等にあっては、各種類1枚に限り無料とする。) 上記を除く事業 無料
	地域介護予防活動支援事業	市長が別に定める額
	一般介護予防事業評価事業	無料
	地域リハビリテーション活動支援事業	無料

介護保険利用者負担額減額・免除等申請書

フリガナ 被保険者氏名	保険者番号	2	7	2	1	1	2
	被保険者番号						
	個人番号						
生年月日	年 月 日生						
住所	〒						
	電話番号						
利用者負担 減免申請理由							
<p>(申請先) 茨木市長</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名</p>							

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	